

武蔵野市立武蔵野公会堂条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立武蔵野公会堂条例の一部を改正する条例

武蔵野市立武蔵野公会堂条例（昭和38年10月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公会堂の使用料の免除に関する業務</u></p> <p><u>(3)及び(4)</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、公会堂の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)及び(3)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、公会堂の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ</p> <p>号の繰上げ及び字句の改正</p>
<p>(使用の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</p> <p>(1) 市又は指定管理者が事業で使用する場合</p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</p> <p>(1) 市又は指定管理者が事業<u>(指定管理者が行う事業にあつては、市長が認めるものに限る。)</u>で使用する場合</p>	<p>字句の追加</p>

<p>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした武蔵野市内の団体で<u>指定管理者</u>が認めるものが、市民の芸術文化の振興に関する事業のためにホールを使用する場合</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>指定管理者</u>は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(特別の設備等の使用)</p> <p>第9条 <u>使用者</u>は、公会堂に特別の設備をし、又は公会堂で附属設備以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 <u>第3条第1項の規定により使用の承認を受けた者</u>（以下「<u>使用者</u>」という。）は、公会堂使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした武蔵野市内の団体で<u>市長</u>が認めるものが、市民の芸術文化の振興に関する事業のためにホールを使用する場合</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(特別の設備等の使用)</p> <p>第9条 <u>第3条第1項の規定により使用の承認を受けた者</u>（以下「<u>使用者</u>」という。）は、公会堂に特別の設備をし、又は公会堂で附属設備以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 <u>使用者</u>は、公会堂使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	---

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするものである。